

仕 様 書

汚水排水水質分析その他業務

令和8年3月

自然科学研究機構
核融合科学研究所

1. 概要

核融合科学研究所（以下、「研究所」という。）の研究活動全般に関する環境保全の評価のため、研究所の汚水排水の定期的な水質分析及び水質計測機器の保守点検を実施するものとする。

2. 一般事項

- 1) 上記の作業（以下「作業」という。）は、本仕様書に基づいておこなうものとする。
- 2) 作業は、研究所、受水施設及び受水施設西側の汚水排水槽（別図1）においておこなうものとする。
- 3) 作業の着手時期は、令和8年 4月 1日とする。
- 4) 作業の完了期限は、令和9年 3月31日とする。
- 5) 請負は、自然科学研究機構が定めた役務提供契約基準を遵守して行うものとする。
- 6) 監督職員の権限は自然科学研究機構が定めた監督事務実施要領に示す範囲とする。
- 7) 契約保証金は免除する。
- 8) 請負代金の支払は、検収後適法な請求書の提出により受領後翌月末までに1回にて支払うものとする。
- 9) 請負に際し、本仕様書に明記のない事項について疑義を生じた場合は、随時双方の協議によって決定するものとする。
- 10) 請負の完了までの危険負担は、全て受注者の責任とする。
- 11) 請負に必要な機材は、受注者で用意すること。
- 12) 研究所内において行う作業に必要な電源及び水は、無償で研究所より支給するものとする。
- 13) 請負の保証期間は、3か月とし、その間に受注者の責任と認められる不都合が生じた場合は、無償で速やかに措置するものとする。
- 14) 提出書類は次のとおりとする。

(1)工程表	2部（契約後）
(2)業務計画書	2部（契約後）
(3)BOD 水質分析結果（計量証明書）	2部（採水した月の末まで）
(4)全項目水質分析結果（計量証明書）	2部（1月末まで）
(5)点検報告書	2部（作業完了時）
(6)作業記録写真集	2部（作業完了時）

その他、検討用・参考用の書類については、その都度提出すること。

3. 適用法令等

作業にあたっては、日本国の以下の法令・規格を適用する。

- (1) 労働安全衛生法及び労働基準法
- (2) 核融合科学研究所「安全ハンドブック」

4. 請負内容

4.1 汚水排水水質分析

汚水排水水質分析の内容は以下の通りとする。

- (1) 試料採取位置は受水施設西側の汚水排水槽とする。
- (2) 試料の採取方法は、JIS K 0094:1994 工業用水・工場排水の試料採取方法による。
- (3) 試料の分析方法は、JIS K 0102:2019 工場排水試験方法による。
- (4) 試料の分析項目及び回数は下記とする。

- ・ BOD 分析 月 2 回
- ・ 全項目分析（項目は下表） 年 1 回（1月上旬）

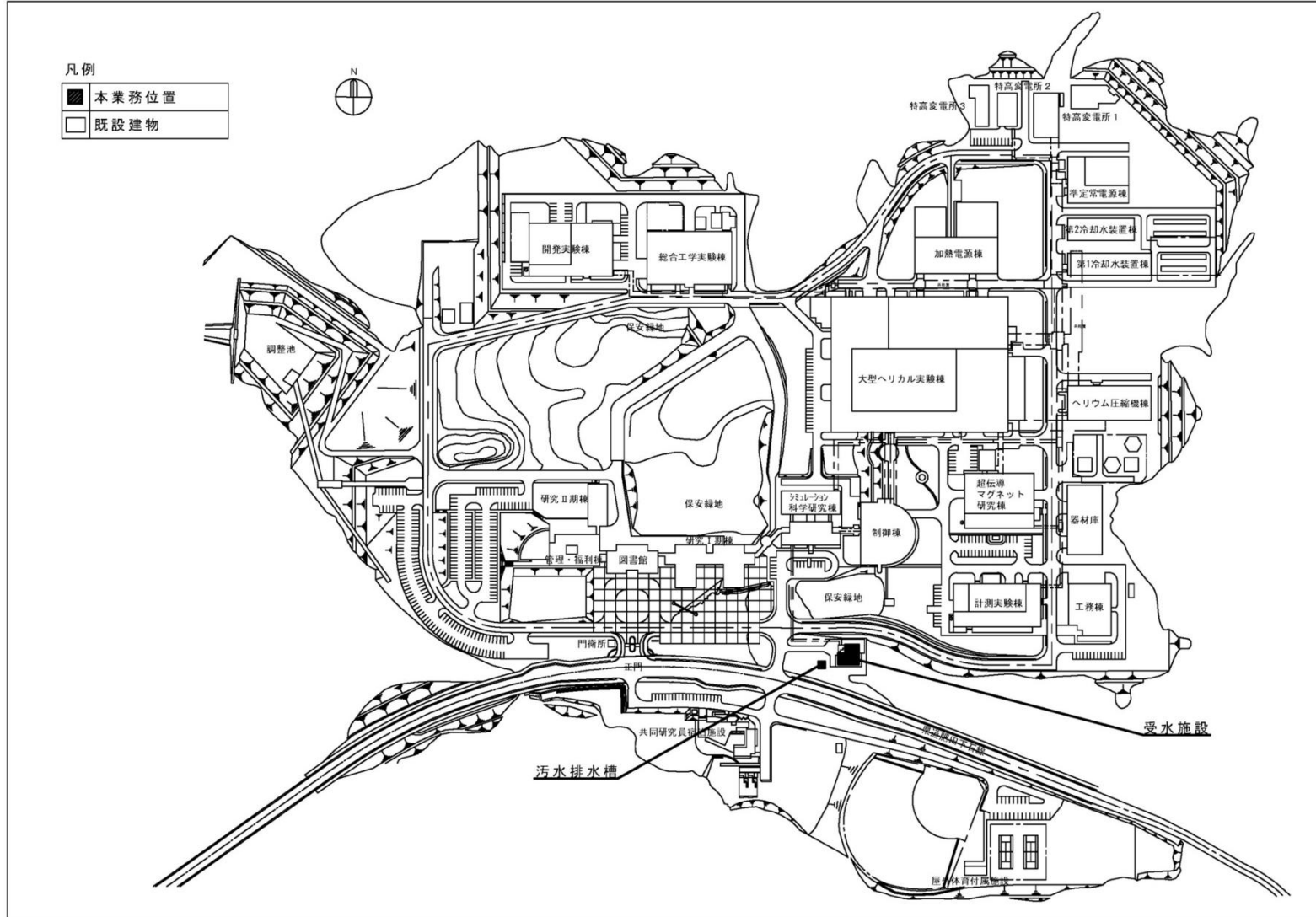
温度	全窒素
pH	全リン
生物化学的酸素要求量（BOD）	沃素消費量
浮遊物質 SS	トリクロロエチレン
ヘキサン抽出物質動植物油脂	テトラクロロエチレン
ヘキサン抽出物質鉍物油	ジクロロメタン
フェノール類	四塩化炭素
銅およびその化合物	1.2-ジクロロエタン
亜鉛およびその化合物	1.1-ジクロロエチレン
溶解性鉄およびその化合物	シス-1.2-ジクロロエチレン
溶解性マンガンおよびその化合物	1.1.1-トリクロロエタン
クロムおよびその化合物	1.1.2-トリクロロエタン
フッ素化合物	1.3-ジクロロプロペン
全水銀	ベンゼン
カドミウム及びその化合物	シマジン
シアン化合物	チオベンカルブ
有機リン化合物	チウラム
鉛及びその化合物	セレン及びその化合物
六価クロム化合物	ほう素およびその化合物
砒素及びその化合物	アモニア化合物、硝酸・亜硝酸性窒素
アルキル水銀	1.4-ジオキサン
PCB	

- (5) 本分析における規定値は下水道法の基準による。

4.2 水質計測機器の保守点検

水質計測機器点検の内容は以下のとおりとする。

- (1) 対象機器
 - ・ RT730R-Pt（東建エンジニアリング製、機器設置場所：受水施設制御室）
- (2) 保守点検内容は下記による。
 - ・ PH及び温度の計測装置を常時計測に支障の無きよう保守点検を行う。
 - ・ PH水温計測装置の校正を半年に1回行う。
 - ・ PHセンサー電解液部の交換を年1回行う。



別図1 受水施設及び受水施設西側の汚水排水槽の位置